

第 63 号

令和 2 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197,645千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,390,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度事業収入		千円 1,588,318	千円 △197,645	千円 1,390,673
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	77,681	△13,357	64,324
	3 諸収入	1,510,437	△184,088	1,326,349
歳入	合計	1,588,318	△197,645	1,390,673

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,588,318	千円 △197,645	千円 1,390,673
	1 用 度 事 業 費	1,588,318	△197,645	1,390,673
歳 出	合 計	1,588,318	△197,645	1,390,673

第 64 号

令和 2 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,173千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 257,400	千円 3,173	千円 260,573
	1 繰 入 金	219,244	3,173	222,417
歳 入	合 計	257,400	3,173	260,573

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 257,400	千円 3,173	千円 260,573
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	28,289	3,173	31,462
歳 出	合 計	257,400	3,173	260,573

第 65 号 令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 303,850	千円 △60,000	千円 243,850
	1 繰越金	196,952	△60,000	136,952
歳入	合計	303,850	△60,000	243,850

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 303,850	千円 △60,000	千円 243,850
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	303,850	△60,000	243,850
歳 出	合 計	303,850	△60,000	243,850

第 66 号

令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,477,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,647,402千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 72,170,133	千円 1,477,269	千円 73,647,402
	1 分担金及び負担金	20,628,365	3,717	20,632,082
	2 国庫支出金	22,642,317	829,585	23,471,902
	3 療養給付費等交付金	1,000	△1,000	0
	4 前期高齢者交付金	23,901,464	61,675	23,963,139
	5 共同事業交付金	65,424	24,576	90,000
	6 財産収入	1,448	△1,220	228

	7 繰入金	4,930,115	△368,881	4,561,234
	8 繰越金		914,674	914,674
	9 諸収入		14,143	14,143
歳入	合計	72,170,133	1,477,269	73,647,402

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 72,170,133	千円 1,477,269	千円 73,647,402
	1 国民健康保険事業費	72,168,685	1,478,489	73,647,174
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	1,448	△1,220	228
歳出	合計	72,170,133	1,477,269	73,647,402

第 67 号 令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 254,901	千円 △4,911	千円 249,990
	1 繰 入 金	101	279	380
	2 諸 収 入	98,800	△190	98,610
	3 県 債	156,000	△5,000	151,000
歳 入 合 計		254,901	△4,911	249,990

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 254,901	千円 △4,911	千円 249,990
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	254,901	△4,911	249,990
歳 出	合 計	254,901	△4,911	249,990

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 156,000	千円 151,000

第 68 号

令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,650,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,650,330	千円 109	千円 127,650,439
	2 財産収入	500	△500	0
	4 繰越金	35,807	3,459	39,266
	5 諸収入	63,304,246	△2,850	63,301,396
歳入合計		127,650,330	109	127,650,439

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 127,650,330	千円 109	千円 127,650,439
	1 中小企業・雇用対策事業費	127,650,330	109	127,650,439
歳 出	合 計	127,650,330	109	127,650,439

第 69 号

令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,213千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,465千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 73,678	千円 △27,213	千円 46,465
	1 財 産 収 入	53,848	△7,393	46,455
	2 繰 越 金	19,820	△19,820	0
歳 入	合 計	73,678	△27,213	46,465

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 73,678	千円 △27,213	千円 46,465
	1 徳島ビル管理事業費	73,678	△27,213	46,465
歳 出	合 計	73,678	△27,213	46,465

第 70 号

令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	2 繰 越 金	3,728	△913	2,815
	3 諸 収 入	500	△454	46
歳 入	合 計	4,527	△1,367	3,160

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 4,527	千円 △1,367	千円 3,160
	1 農業改良資金貸付金	4,527	△1,367	3,160
歳 出	合 計	4,527	△1,367	3,160

第 71 号

令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 繰 入 金	1,975	△1,777	198
	2 繰 越 金	95,001	△95,001	0
	3 諸 収 入	5,002	△5,002	0
歳 入	合 計	101,978	△101,780	198

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978	千円 △101,780	千円 198
	1 林業改善資金貸付金	101,978	△101,780	198
歳 出	合 計	101,978	△101,780	198

第 72 号

令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124,344千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 328,272	千円 △124,344	千円 203,928
	1 財産収入	191,772	△91,752	100,020
	2 繰入金	115,857	△15,918	99,939
	3 繰越金	528	174	702
	4 諸収入	20,115	△16,848	3,267
歳入合計		328,272	△124,344	203,928

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 328,272	千円 △124,344	千円 203,928
	1 県有林県行造林事業費	328,272	△124,344	203,928
歳 出	合 計	328,272	△124,344	203,928

第 73 号

令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,723千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912	千円 △80,723	千円 189
	1 繰 入 金	910	△723	187
	2 繰 越 金	71,580	△71,580	0
	3 諸 収 入	8,422	△8,420	2
歳 入	合 計	80,912	△80,723	189

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912	千円 △80,723	千円 189
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912	△80,723	189
歳 出	合 計	80,912	△80,723	189

第 74 号

令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ516,748千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,978,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,495,592	千円 △516,748	千円 2,978,844
	1 財 産 収 入	1,692,446	△116,748	1,575,698
	2 繰 入 金	500,000	△400,000	100,000
歳 入	合 計	3,495,592	△516,748	2,978,844

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 3,495,592	千円 △516,748	千円 2,978,844
	1 公用地公共用地取得事業費	3,491,830	△513,603	2,978,227
	2 土地開発基金積立金	3,762	△3,145	617
歳 出 合 計		3,495,592	△516,748	2,978,844

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 300,000

第 75 号

令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,836千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,035,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,140,890	千円 △105,836	千円 3,035,054
	1 使用料及び手数料	903,218	△46,449	856,769
	2 財産収入	66,746	20,607	87,353
	4 繰越金	80,000	△80,000	0
	5 諸収入	21,926	6	21,932
歳 入	合 計	3,140,890	△105,836	3,035,054

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,140,890	千円 △105,836	千円 3,035,054
	1 港湾等整備事業費	2,674,288	△92,242	2,582,046
	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	213,848	△13,594	200,254
歳 出	合 計	3,140,890	△105,836	3,035,054

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 55,000
		施設等運営費	5,000

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾等整備事業費	2 徳島小松島港津田地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	千円 67,000	千円 173,000

第 76 号

令和 2 年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,222千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 272,927	千円 △82,222	千円 190,705
	3 諸 収 入	181,458	△82,222	99,236
歳 入	合 計	272,927	△82,222	190,705

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 272,927	千円 △82,222	千円 190,705
	1 奨学金貸付金	272,927	△82,222	190,705
歳 出	合 計	272,927	△82,222	190,705

第 77 号

令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125,980千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,093,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,219,000	千円 △125,980	千円 3,093,020
	1 証 紙 収 入	2,514,507	△185,380	2,329,127
	2 繰 越 金	704,493	59,400	763,893
歳 入	合 計	3,219,000	△125,980	3,093,020

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,219,000	千円 △125,980	千円 3,093,020
	1 他 会 計 繰 出 金	3,219,000	△125,980	3,093,020
歳 出	合 計	3,219,000	△125,980	3,093,020

第 78 号

令和 2 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,824,933千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,764,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債管理収入		千円 115,589,000	千円 △1,824,933	千円 113,764,067
	1 繰入金	71,923,000	△1,824,933	70,098,067
歳入	合計	115,589,000	△1,824,933	113,764,067

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 115,589,000	千円 △1,824,933	千円 113,764,067
	1 公 債 費	115,589,000	△1,824,933	113,764,067
歳 出	合 計	115,589,000	△1,824,933	113,764,067

第 79 号

令和 2 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,863,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,985,122	千円 878,705	千円 31,863,827
	1 給 与 振 替 収 入	30,985,122	878,705	31,863,827
歳 入	合 計	30,985,122	878,705	31,863,827

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,985,122	千円 878,705	千円 31,863,827
	1 給 与 費	30,985,122	878,705	31,863,827
歳 出	合 計	30,985,122	878,705	31,863,827